

スモールオフィス 入居者募集のご案内

(スモール調布2・7)

調布市産業労働支援センター
調布市市民プラザあくろす
指定管理者 (特非)日本スポーツ振興協会

京王線国領駅前にある調布市市民プラザあくろすのインキュベーション施設を貸し出しいたします。オフィス形式のスモール調布は単なる賃貸施設ではなく、調布市の創業者支援施設ですので、応募及び入居に関していくつかの条件があります。下記要領にて入居者の募集・審査を実施しますので、ご利用ください。

1. 入居対象者

次のいずれかに該当するもの。ただし、公序良俗に反するもの、特定宗教、政治団体の利益に帰するものは対象外。

- (1) お申込み日から6カ月以内に創業しようとする個人または団体で、創業時までに調布市内に住所を有することができるもの
- (2) お申込み日現在において、創業後3年未満の個人事業主または法人で、入居後1カ月以内に調布市内に住所を有することができるもの

2. 募集内容

スモールオフィス (スモール調布2・7) 裏面配置図参照

3. 契約期間

1年間 (1年ごとの契約更新で最長3年)

※ 契約期間終了時には契約更新の有無にかかわらず、事業実績報告書等を提出していただきます。

4. 入居者の特典

- (1) 産業労働支援センターに経営アドバイザー (相談員) がいますので、リアルタイムに無料で創業経営相談が受けられ不安を解消できます。
- (2) 権利金、保証金がかからないため、初期投資費用を軽減することができます。
- (3) 事務机と椅子 (各1個) を無償貸与します。
- (4) 24時間利用できます (年末年始を除く)。
- (5) 光ファイバー通信 (NTT 東日本) が利用可能 (契約・支払いは入居者負担) です。
- (6) スモールオフィスを法人所在地として登記できます。

5. 申込受付

- (1) 使用申請書の配布

下記受付場所にて配布します。

また、産業労働支援センターHP (<https://www.chofu-industry.jp>) からダウンロードすることもできます。

- (2) 受付期間

令和7年2月20日(木)~令和7年3月28日(金) (午前8時30分~午後5時) ※土日祝日及び市民プラザあくろすの休館日を除く

- (3) 受付場所

調布市市民プラザあくろす 産業労働支援センター

〒182-0022 調布市国領町2-5-15 コクティール3階 (国領駅 徒歩1分)

- (4) 申込方法

あらかじめ提出日時をご予約のうえ、使用申請書に必要書類を添付して、上記受付場所まで直接ご持参のうえ、お申込みください。

6. 審査

使用申請書及び提出書類に基づき、調布市が事業計画、資金計画等についての面接審査を行い、入

居者を選考します。なお、審査結果によっては「入居者該当なし」ということもあります。

- (1) 面接審査の日程 (時間・場所は追ってお知らせします。)
- (2) 入居者の決定 (可否の結果は文書により通知します。)
- (3) 入居者説明会 (入居決定者を対象に説明会を行います。)

7. 提出書類

| | 法人の場合 | 個人の場合 |
|-----|---|---------------------------------------|
| (1) | 使用申請書・・・第5号様式(調布市市民プラザあくろす条例施行規則第4条関係) | |
| (2) | 事業計画書・・・第6号様式(調布市市民プラザあくろす条例施行規則第4条関係) | |
| (3) | 登記事項証明書(履歴事項証明書)のコピー及び代表者の住民票のコピー | 住民票のコピー |
| (4) | 直近の法人住民税(市民税)納税証明書のコピーまたは非課税証明書のコピー(注1) | 直近の住民税納税証明書のコピーまたは非課税証明書のコピー |
| (5) | 直近の事業年度分の貸借対照表・損益計算書及び付属明細書(注1) | 直近の確定申告書のコピーまたは、住民税所得証明書または、源泉徴収票のコピー |
| (6) | | 税務署へ提出した開業届出書のコピー(すでに創業している場合) |

(注1) 法人設立間もないため、当該書類が取得できない場合は、個人と同様の書類を提出。

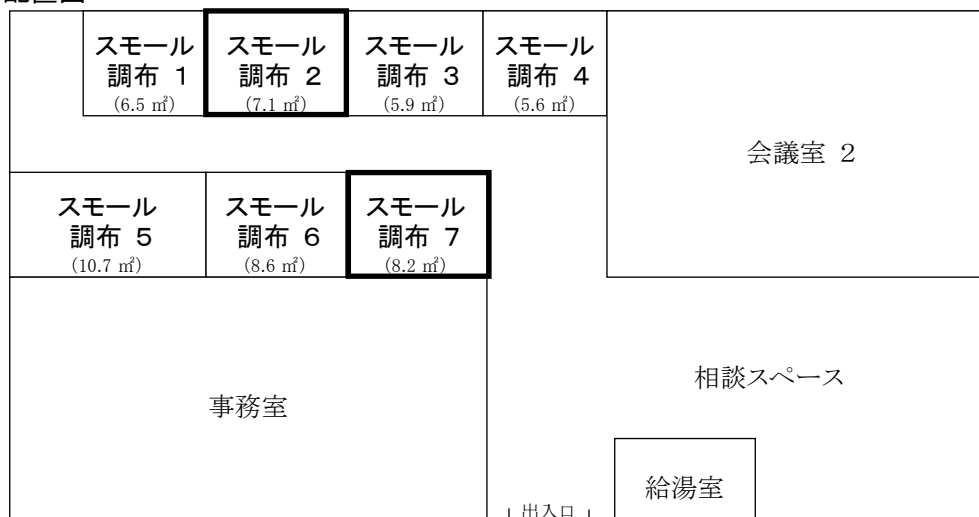
8. 利用料金

(1カ月あたり)

| | 面積 (㎡) | 利用料金 (円) |
|----------|--------|----------|
| スモール調布 2 | 7.1 | 33,000 |
| スモール調布 7 | 8.2 | 37,800 |

※ 利用料金には電気代、水道代、管理警備費を含みます。

9. 配置図



10. 利用上の注意事項

- (1) 調布市の創業者支援施設のため、施設を利用するにあたり制限を設けることがあります。
- (2) 夜間はセコムによる機械警備となりますが、入居者に操作を行ってもらうことがあります。
- (3) 公共施設のため、施設管理等でご協力いただくことがあります。

▶お問い合わせ先◀

調布市産業労働支援センター TEL: 042 (443) 1217
e-mail: industry@chofu-across.jp